

亀山市告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年12月14日

亀山市長 櫻井義之

1 道路の種類 市道

2 路線番号 11146

3 路線名 能褒野東線

4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
能褒野町字能褒野 3番9地先から	旧	18.10	最小	5.40
			最大	5.60
能褒野町字能褒野 3番26地先まで	新	23.00	最小	5.00
			最大	5.60